since 1998.5.3 刈谷市民

サンモリーユ 下條だより

天然温泉で

休暇村には天然温泉が引かれ、施設の魅力の一つ となっています。露天風呂から眺める景色は絶景で す。

車いす対応の家族風呂もあるので、誰でも安心し て利用できます。

泉質 単純硫黄泉(アルカリ性低張性温泉)

慢性皮膚病、慢性婦人病、切り傷、糖尿病、 神経病、筋肉痛、冷え症、ストレス解消など





日帰り入浴もできます!気軽にお越しください。

利用時間 11時~14時(水曜日は12時~14時)

¥ 500円(小学生200円) ※タオルは別途132円 ※シャンプーなどは備えつけてあります。

も子どもも楽じめる

休暇村での滞在がより楽しくなるよう、 年間を通してさまざまなイベントを行って います。家族や友人などと一緒に季節の 思い出を作りませんか。

●クリスマスイベント

12月20日 金から25日 別までの期間に 宿泊する小学生以下の子どもには、すて きなプレゼントを用意しています。



12月31日火の宿泊者には年越しそば を提供します。

●餅つき大会

12月31日(火)から1月5日(日)までの宿泊 者を対象に餅つき大会を開催します。餅 つき体験の後、つきたての餅を朝食時に 食べられます。



宿泊日が誕生日の宿泊者にはプレゼン トを渡しています。







予約は利用日の 3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター ☎0120-933-365(9時~17時·通話料無料)

サンモリ-HP -ユ下條 検索1

ねんきん豆知

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です

国保年金課(☎62-1011) 刈谷年金事務所(☎21-2110)

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告により社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が 軽減されます。

対象となる保険料…平成31年1月から令和元年12月までに納付された保険料(過去の年度分の保険料も含まれます) ※家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が日本年金機構から送付されます。

- ・平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に納付した人→11月上旬に送付
- 10月1日から12月31日までの間に今年初めて納付した人→2月上旬に送付
- 注意 本年中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整 や確定申告を行うときに控除証明書や領収書などの添付が必要となります。

控除証明書についてのお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)

受付時間 ▶平日…8時30分~19時

▶第2土曜日…9時30分~16時

